

よくあるお問い合わせについて

Q 出産手当金はどのくらいの期間が支給されますか

A 出産手当金は出産日(出産が予定より後になった場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日翌日以降56日までの範囲内で、会社を休み給与の支払いがなかった期間を対象としてお支払いします。

Q 出産手当金は、1日につきいくら支給されますか

A 1日あたりの金額
【支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額※を平均した額】(※)÷30日×(2/3)
(支給開始日とは、一番最初に出産手当金が支給された日のことです)
※標準報酬月額=健康保険料月額の金額÷0.0465
(※)支給開始日の以前の期間が12ヵ月に満たない場合は、次のいずれか低い額を使用して計算します。
ア支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
イ支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額

Q 申請書の進捗状況や振込日を教えてほしい

A 会社から該当月の給与証明等確定後、健保に送付されます。健保受付後は審査に30-40日お時間を要します。不備・確認・照会がある場合は書類を郵送で返却いたしますので更に時間がかかります。支給決定した場合は「支給決定通知書」を申請書記載の住所へ郵送いたします。(不支給の場合も不支給通知を郵送いたします)支給金額はお電話でお答えしておりませんのでご了承ください。

Q 出産日は産前産後のどちらの期間に入りますか

A 出産日は産前期間に入ります

Q 出産予定日より遅れて出産した場合出産手当金の支給期間はどのようにですか

A 遅れた期間についても支給対象となります。
(支給期間; 出産予定日42日+出産予定日から遅れた出産日までの日数+産後56日)

Q 退職後も出産手当金を申請できますか

A 下記2点を満たしている場合に退職後も引き続き、出産手当金の支給を受けることが可能です。
(資格喪失後の継続給付)
被保険者の資格を喪失した日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間(健康保険任意継続の被保険者期間を除く)があること。
資格喪失時に出産手当金を受けているか、または受ける条件をみたしていること。
なお、退職日に出勤したときは継続給付を受ける条件を満たさないため資格喪失後(退職日の翌日)以降の出産手当金はお支払いできません

Q 産前・産後とわけて申請することはできますか。

A 当組合では分けて申請または支給はしておりません。

Q いつまでに提出すればいいか

A 給付の時効が2年間です。それまでに健康保険組合に到着すれば審査をすることが可能です。